

(平成21年6月23日人権文化推進担当部長決定)
(最終改正 平成24年11月28日)

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則
第2条第1項第4号に規定する「生活保護法による保護の基準に基づき算
定した年額」の算定方法について

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規
則」という。）第2条第1項第4号に規定する「生活保護法による保護の基準に基づき
算定した年額」は、次の表に掲げるところによる。ただし、京都市域外に居住する者で、
次表に定める額を上回る基準額の地域に居住する者にあつては、この限りでない。

◎ 生活扶助基準

年齢基準	
年齢区分	基準額
0歳から 2歳まで	250,800円
3歳から 5歳まで	316,200円
6歳から 11歳まで	408,840円
12歳から 19歳まで	504,960円
20歳から 40歳まで	483,240円
41歳から 59歳まで	458,160円
60歳から 69歳まで	433,200円
70歳以上	388,080円

4人世帯の年齢基準の額は、年齢基準の表に定める個人別の額を合算した額に
0.95を乗じた額とし、5人以上の世帯の年齢基準の額は、年齢基準の表に定
める個人別の額を合算した額に0.9を乗じた額とする。
なお、10円未満の端数は切り上げる。

世帯人数基準	
世帯人数	金額
1人	550,790円
2人	625,200円
3人	705,870円
4人	745,690円
5人以上1人を増すごとに加算する額	20,460円

(注) 上記金額は冬季加算及び期末一時扶助を含んだものとなっている。

○ 加算関係

母子加算	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の1人目	279,120円	
	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の2人目	22,080円	
	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の3人目（1人増毎）	11,280円	
障害者	身体障害者手帳1級・2級, 国民年金（障害基礎年金）1級, 特別 児童扶養手当1級, 精神障害者保健福祉手帳1級, 療育手 帳A	322,200円	
	身体障害者手帳3級, 国民年金（障害基礎年金）2級, 特別 児童扶養手当2級, 精神障害者保健福祉手帳2級, 療育手 帳B	214,680円	
児童養育	3歳に満たない児童	180,000円	
	3歳以上の児童で あって小学校修了 前のもの	第1子及び第2子	120,000円
		第3子以降	180,000円
	小学校修了後中学校終了前の児童	120,000円	
在宅患者	栄養補給必要な在宅患者	159,480円	
放射線障害者	重度の被爆等障害者	509,160円	
	軽度の被爆等障害者	254,640円	
介護保険料	第1号被保険者	納付すべき額	

◎ 住宅扶助基準

世帯人数	基準額
1人	510,000円
2人から6人まで	660,000円
7人以上	792,000円

◎ 教育扶助基準

		金額
基準額	小学生	33,000円
	中学生	59,400円
教材代・交通費・校外活動参加費		実費算定

学校給食費	小学生	47,300円
	中学生	47,300円
学習支援費	小学生	30,720円
	中学生	51,960円

附 則

この算定方法は、決定の日から実施する。（決定の日は、平成21年6月23日）

附 則

この算定方法は、平成21年12月16日から実施し、当該実施の日までに受理した申請に対しても適用することができる。

附 則

この算定方法は、平成22年4月1日から実施し、当該実施の日までに受理した申請に対しても適用することができる。

附 則

この算定方法は、平成23年4月25日から実施する。

（適用区分）

改正後の算定方法の加算関係の表中の放射線障害者欄の右欄の金額については、平成23年10月1日以降の申請から適用することとし、適用日前の申請については、従前の金額による。

附 則

この算定方法は、平成24年4月24日から実施する。

（適用区分）

- 1 改正後の算定方法の生活扶助基準の年齢基準の表中の最下欄の規定については、平成24年10月1日以降の申請から適用する。
- 2 改正後の算定方法の加算関係の表中の児童養育欄の金額欄中の120,000円の金額となるものについては、平成24年10月1日以降の申請から適用することとし、適用日前の申請については、従前の金額による。
- 3 改正後の算定方法の加算関係の表中の放射線障害者欄の右欄の金額については、平成24年10月1日以降の申請から適用することとし、適用日前の申請については、従前の金額による。
- 4 改正後の算定方法の教育扶助基準の表中の基準額欄の右欄の金額については、平成24年10月1日以降の申請から適用することとし、適用日前の申請については、従前の金額による。

附 則

この算定方法は、平成24年11月28日から実施し、当該実施の日までに受理した申請に対しても適用することができる。